

北海道告示文61号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年8月7日

北海道留萌振興局長 工藤 公仁

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和5年度エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（小平町大楸・花岡地域）

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

風雪による冬季の環境が厳しい留萌管内において、わなを使った捕獲手法を実践し、エゾシカの効果的捕獲技術の検証を行う。

イ 内容

捕獲計画に基づく捕獲の実施及び多雪強風地域におけるわなによる捕獲手法の検証

(ア) 捕獲準備

(イ) 捕獲の実施

(ウ) 捕獲個体の回収・運搬・有効活用・処理

(エ) 多雪強風地域に対応したわなによる効率的な捕獲手法の検証

(オ) 多雪強風地域に対応したわなによる捕獲手法の普及啓発資料の作成

(3) 契約期間 契約締結の日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

(4) 納入場所 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2

(5) 納入成果品 業務結果報告書 紙媒体（A4版 1部）、普及啓発資料 紙媒体（A4版両面印刷 1枚）、電子媒体（DVD-R等 1枚）

(6) 納入期限 令和6年（2024年）3月22日（金）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の要件に該当する者であること。

(1) 単独法人または複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人またはコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年条例第57号）第7条に規定する暴力団関係事業者（以下、「暴力団関係事業者」という。）等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 道内に営業・運営拠点を有すること。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

コ 1の(2)のイ(イ)(ウ)の業務を実施する者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること。

※ 認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、別表1による

3 参加資格申請書の審査及び参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和5年(2023年)8月18日(金)17時00分必着

イ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

持参の場合は、日曜祝日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時までとする

ウ 提出場所 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付に関する事項等

(1) 交付期間 令和5年(2023年)8月7日(月)から令和5年(2023年)9月4日(月)まで(日曜祝日及び土曜日を除く。)の毎日9時から17時まで

(2) 交付場所 3の(1)のウと同じ

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

なお、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課のホームページで、印刷することができる。

5 企画提案書の提出期限、場所、方法等

(1) 提出期限 令和5年(2023年)9月4日(月)17時必着

(2) 提出場所 3の(1)のウと同じ。

(3) 提出部数 8部(社名は1部のみ記載し、残り7部は記載しないこと)

(4) 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(5) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する(日時及び場所は別途通知する)。

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査(書面)を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

6 提案の無効等

(1) 参加資格申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなし、無効となることがあるので留意すること。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により、契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課

(2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2

(3) 連絡先 電話番号 : 0164-42-8436 (FAX: 0164-42-1650)

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

別表1 「法第14条の2第7項でいう認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」について

区 分	要 件
①認定鳥獣捕獲等事業者 (法第18条の2の規定による認定を受けた者)	委託しようとする事業において実施しようとする猟法に関する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。
②その他環境省令で定める者 (法施行規則第13条の6で定める者)	次の(1)から(4)の総てを満たす者であること※1。
	(1)法施行規則第19条の4第1項第1号に準じた安全管理規程を有すること
	(2)捕獲従事者が、狩猟免許及び(銃器を使用する場合は)銃器を所持し、かつ、法施行規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。
	(3)4名以上の捕獲従事者を有していること。装薬銃を使用する場合は、捕獲従事者の人数要件に加えて、事業従事者※2を10名以上有していること。
(4)過去3年間において、委託しようとする事業と同種業務に関する契約・履行した実績を有していること。	

※1 コンソーシアムにあっては、(3)の捕獲従事者数、及び(4)の実績について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。

※2 捕獲従事者のほか、管理責任者、連絡や見回り等に従事する者を含む。